



(1/3)
20240129 評基認第003号
2024年7月25日

認定証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を ASNITE 認定プログラムの試験事業者として認定する。

認定識別: ASNITE 0066 Testing

適合性評価機関の名称: 株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ
環境ビジネス事業部 環境管理部

法人の名称: 株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ

適合性評価機関の所在地: 千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号

認定範囲: 別紙のとおり

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (ASNITE-T (E)) に
記載した認定要求事項

認定発効日: 2024年8月6日

認定の有効期限: 2028年8月5日

初回認定発効日: 2012年11月21日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 堀坂和秀

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017年4月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

事業所名：株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ環境

ビジネス事業部 環境管理部

事業所所在地：千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号

実施する業務：マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、
試料保管、分析試験、試験報告書の発行

認定区分			試験項目／試験対象	試験規格番号	認定発効日
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術			
化学製品	水	ICP/MS (誘導結合プラズマ質量分析法)	カドミウム及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			セレン及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			鉛及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			ヒ素及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			六価クロム化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			ホウ素及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			亜鉛及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			アルミニウム及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日
			鉄及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水（サンプリングを含む）	平成15年厚生労働省告示第261号（改正令和6年厚生労働省告示第99号）別表第6	2024年 8月6日

(つづき)

認定区分			試験項目／試験対象	試験規格番号	認定発効日
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術			
化学製品	水	ICP/MS (誘導結合プラズマ質量分析法)	鉄及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水(サンプリングを含む)	平成 15 年厚生労働省告示第 261 号 (改正令和 6 年厚生労働省告示第 99 号) 別表第 6	2024 年 8 月 6 日
			銅及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水 (サンプリングを含む)	平成 15 年厚生労働省告示第 261 号 (改正令和 6 年厚生労働省告示第 99 号) 別表第 6	2024 年 8 月 6 日
			マンガン及びその化合物／水道水、原水、浄水処理の水、飲料水 (サンプリングを含む)	平成 15 年厚生労働省告示第 261 号 (改正令和 6 年厚生労働省告示第 99 号) 別表第 6	2024 年 8 月 6 日

(以 上)